インターネットの使用による建設工事の申請者は、3⑴に掲げるホームページアドレスへアクセスし、⑴③によりダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴③により入手したパスワードを用いて、送信するものとする。この場合において、添付書類として次の（建設工事に係る添付書類）④に掲げる書類を別記４に掲げる送付先にファクシミリにより送信するものとする（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。）。

インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、3⑴に掲げるホームページアドレスへアクセスし、⑴④によりダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴④により入手したパスワードを用いて、送信するものとする。

（建設工事に係る添付書類）

① 営業所一覧表

② 申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書等

③ 業態調書

④ 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑤ 申請者が、その設立から６（建設工事）⑵に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

⑥ 申請者が、その設立から６（建設工事）⑵に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

⑦ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（ただし、平成24年国土交通省告示第523号（以下「改正告示」という。）による改正前の平成20年国土交通省告示第85号（以下「告示」という。）第一の四の１㈠に規定する雇用保険及び㈡に規定する健康保険及び厚生年金保険にいずれも加入している又は適用除外とされている者を除いて、再審査を含めて改正告示により改正された審査基準による経営事項審査のものに限る。）

⑧ 申請者が、⑦に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請するとき及び⑦に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高の登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表

⑨ 申請者が経常建設共同企業体であって、客観的事項及び主観的事項について算定した点数の調整を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類

［注］

⑷ 申請者が一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の規定に基づく一般社団法人若しくは一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特例民法法人をいう。以下同じ。）であるときは、①に掲げる書類、⑧に掲げる書類に準ずる書類、規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の４第１項第２号、第４号及び第５号に掲げる書類及び規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出するものとする。

⑸ 申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿を当該事業協同組合に係る書類とともに提出するものとする。この場合において、審査対象者のうちに一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をしていない者があるときは、当該審査対象者に係る６（建設工事）⑴①に掲げる事項について記載した書類を提出するものとする。

（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）

① 業態調書

② 技術者経歴書

③ 営業所一覧表

④ 申請者が法人であるときは、登記事項証明書又はその写し

⑤ 登録証明書等又はその写し

⑥ 申請者が法人であるときは、６（測量・建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表。個人であるときは、６（測量・建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書

⑦ 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

［注］

⑷ 申請者が一般社団法人等であるときは、①、③及び⑤に掲げる書類、②及び⑥に掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出するものとする。

⑸ 申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって④に掲げる書類並びに②及び⑥に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。